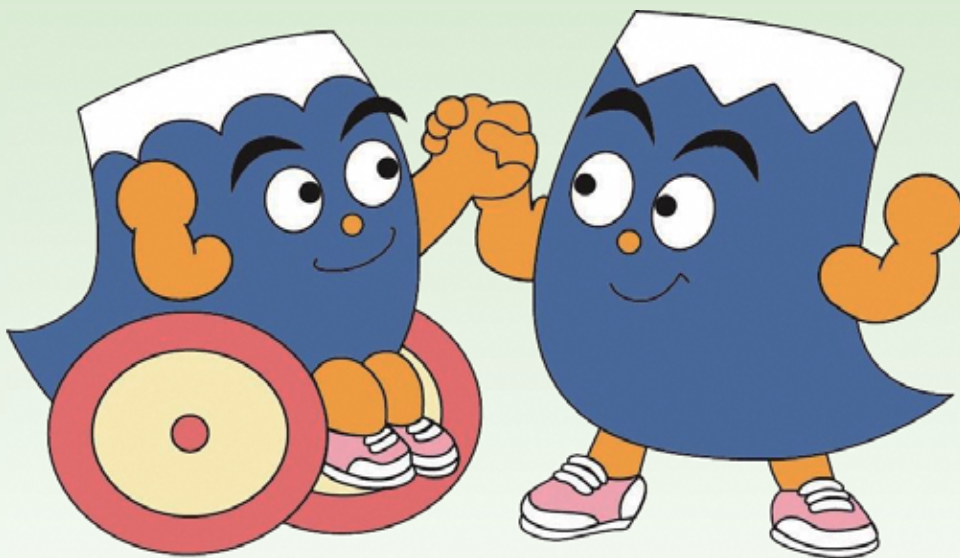


静岡県における

# インクルーシブ教育 システムの推進



## 「インクルーシブ教育システム」とは？

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（一般的な教育制度）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

【障害者の権利に関する条約第24条より】

静岡県教育委員会

## 特別支援教育の方向性

インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、  
①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備  
②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備  
を着実に進めていくことが必要です。

(新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告 令和3年1月)

## 静岡県での取り組み

静岡県では、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、「共生・共育」を推進しています。静岡県が考える「共生・共育」とは、障害のある子供と障害のない子供が、居住する地域社会の中でお互いに支え合いながら生活すること、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うこと、それらを両立することを目指していくものです。

### 「共生・共育」を推進するための 6つの視点

#### 1 支援体制の整備

- ・校内委員会の位置付け、業務内容
- ・特別支援教育コーディネーターの役割
- ・特別支援学校のセンター的機能

#### 2 多様な学びの場の環境整備

- ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級それぞれの整備（施設・設備、教材の確保、支援者の確保）
- ・適切な就学支援
- ・ユニバーサルデザイン化された学級運営

#### 3 個に応じた指導の充実

- ・「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・活用
- ・個に応じた教育課程の編成
- ・専門性のある指導体制
- ・キャリア教育、進路指導

#### 4 学校間の連携と「交流及び共同学習」

- ・横の連携、縦の接続
- ・「交流及び共同学習」（学校内、学校間、居住地）
- ・特別支援学校のセンター的機能の活用

#### 5 関係機関との連携と外部人材の活用

- ・医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携
- ・外部専門家の活用（個別の支援、教職員の研修）

#### 6 専門性の向上

- ・教職員の専門性に関する方針・対象・内容
- ・専門性を確保するための研修
- ・専門性のある職員の人事的配慮

「共生・共育」をより推進するためには、学校教育における6つの視点からの取組を充実させると同時に、**市町における乳幼児期から生涯を通じての一貫した総合的な支援体制が重要**となります。学校教育が地域の支援システムに参画し、障害のある人もない人も自ら選択・決定し活動に参加できる共生社会を作ることに寄与する取組を推進します。

# 障害のある子供の就学先決定の仕組み

## 学校教育法施行令の一部改正（平成25年9月施行）

特別支援学校の就学基準（学校教育法施行令第22条の3※）に該当する児童生徒等は原則特別支援学校へ就学するという従来の就学先決定の仕組みから、**総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ変更**されました。（特別支援学校へ就学する場合は、「認定特別支援学校就学者」として就学）

### ※学校教育法施行令第22条の3

＜例＞【特別支援学校（知的障害）の対象者である児童生徒の障害の程度】

- 1 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難な程度のもの

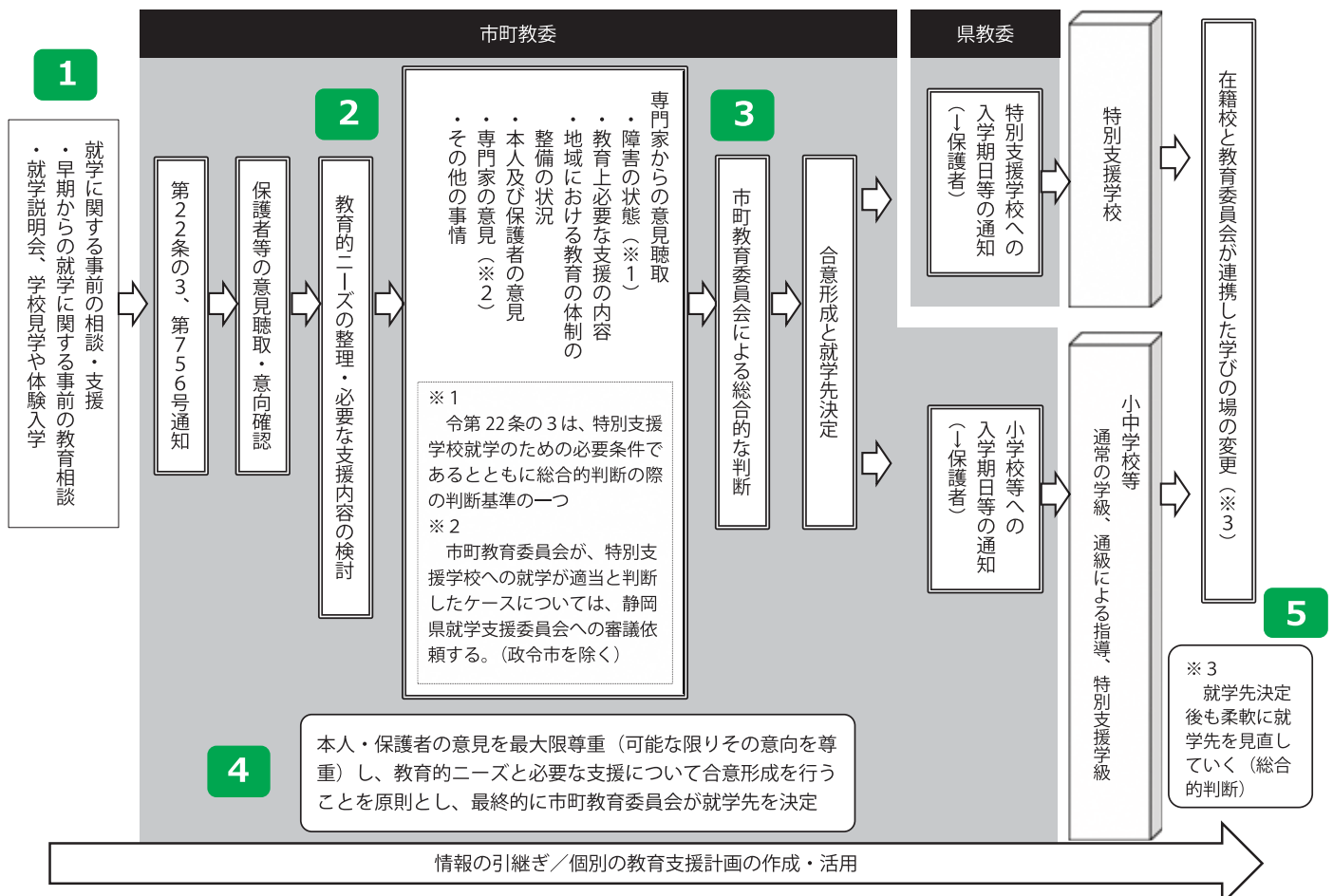
### 改正前

学校教育法施行令第22条の3の該当者は、**原則、特別支援学校に就学**



### 改正後

学校教育法施行令第22条の3の該当者は、**特別支援学校に就学可能**





## 1 就学に関する事前の相談・支援

インクルーシブ教育システムの基本的な方向としては、障害のある子供とない子供ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しています。それとともに、個別の教育的ニーズのある子供に最も的確に応える指導を提供できる柔軟な仕組みの整備も必要としています。

これらのことを踏まえ、市町教育委員会が、本人及び保護者への**十分な情報提供**を行うことが重要です。

- ・ 就学に関する啓発資料の配布等を通じた情報提供
- ・ 就学説明会の実施
- ・ 就学に関する事前の教育相談、学校見学、体験入学などの実施

これらの機会を通じて、本人及び保護者が、就学に関する事前の相談・支援の流れや今後の予定などについて具体的なイメージを持てるようにすることが大切です。



## 2 教育的ニーズの整理・必要な支援内容の検討

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することです。そうした教育的ニーズを整理するには、**三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）**を踏まえることが大切です。



### 教育分野における合理的配慮の定義

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために

- ◆ 学校の設置者及び学校が行う**必要かつ適当な変更・調整のこと**
- ◆ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**
- ◆ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**

### 合理的配慮の具体例

- ☆ 物理的環境への配慮  
(聴覚過敏の児童生徒のために、教室の机・椅子の脚に緩衝剤を付けて雑音を軽減する等)
- ☆ 人的支援の配慮  
(授業や試験でのパソコン入力支援等)
- ☆ 意思疎通の配慮  
(筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる等)



### 3 「総合的判断」について

障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人及び保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から、市町教育委員会が就学先を決定します。就学先の検討に当たって、「保護者」及び「専門家」からの意見聴取は、法令（学校教育法施行令第18条の2）で義務付けられています。

子供の障害の程度が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度に該当しない場合は、小中学校への就学となることに留意する必要があります。



### 4 本人・保護者と市町教育委員会、学校等との合意形成について

就学先の学校や学びの場の決定において、最も重要なプロセスの一つが、本人及び保護者と学校、市町教育委員会等との合意形成です。

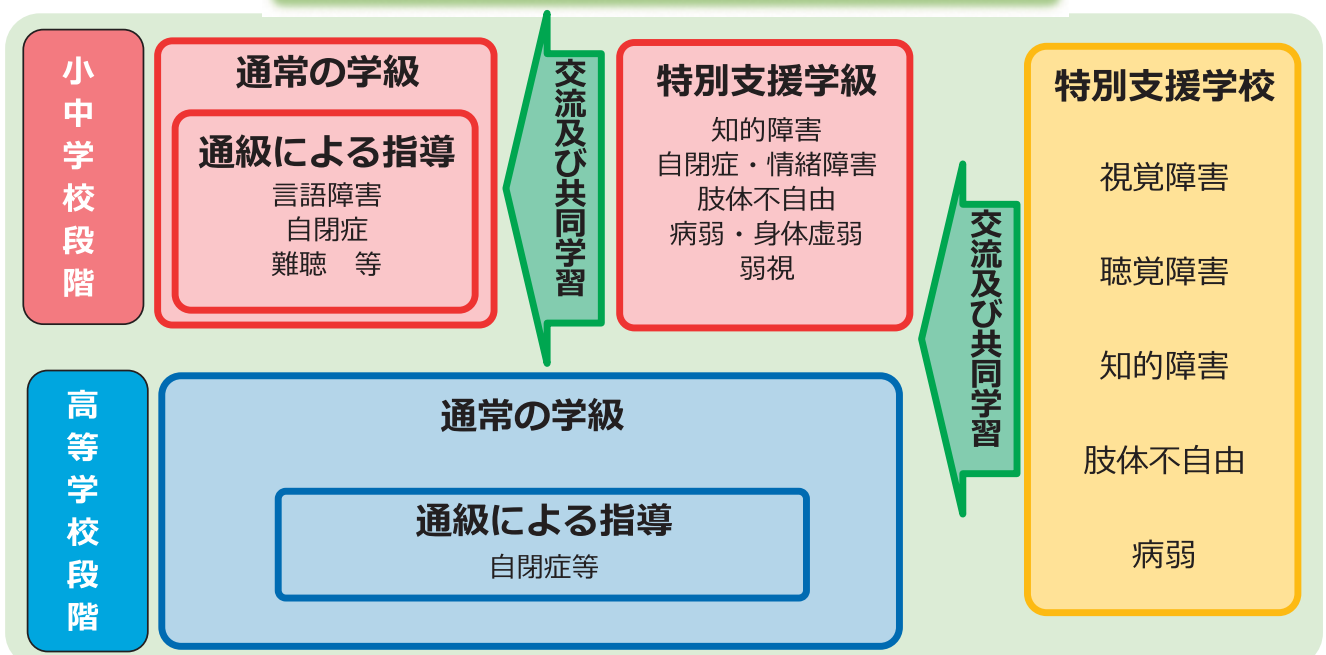
市町教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、対象となる子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえていることについて、本人及び保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を図った上で、最終的に市町教育委員会において決定することが重要です。

### 5 「学びの場」の柔軟な見直しについて

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではありません。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子供の育ちを見通しながら、学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。

市町教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認することが大切です。

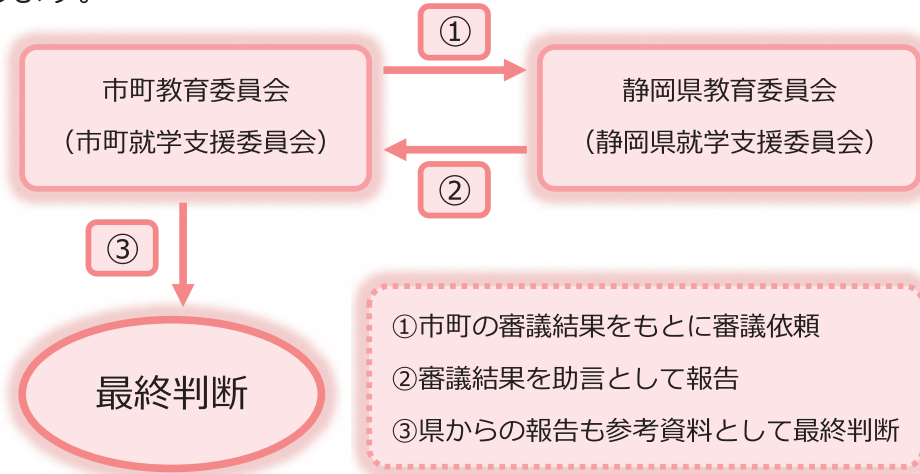
## 特別支援教育における多様な学びの場



## 静岡県就学支援委員会について

静岡県就学支援委員会は、市町教育委員会（政令市：浜松市、静岡市を除く）からの依頼を受けて、障害のある幼児及び児童生徒の障害の種類、程度に応じて特別支援学校への適切な就学支援を行うため、専門的な立場から調査及び審議を行い、市町教育委員会に助言する機関です。

市町教育委員会では、静岡県就学支援委員会の助言をもとに就学支援（相談）を行い、保護者の意向を十分聴取した上で、個々の児童生徒の障害の程度や能力に応じた就学先を決定します。



## 参考資料

- ◆静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について  
—「共生・共育」を目指して—  
(平成28年4月 静岡県教育委員会)

\*なお、本県の特別支援教育について、下記のURLに掲載しています。  
<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-070/tokubetusienkyouiku.html>



- ◆「障害のある子供の教育支援の手引  
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（令和3年6月）

\*なお、本手引は、下記のURLにも掲載されています。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)



- ◆「静岡県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアル」  
(平成28年4月 静岡県教育委員会)

\*なお、本マニュアルは、下記のURLにも掲載されています。  
<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-010/documents/manyuaru.pdf>



## 静岡県教育委員会 特別支援教育課

〒420-8601 静岡県静岡市追手町9番6号

電話：054-221-2942 FAX：054-221-3558

○教育委員会ホームページ：<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>